

役員報酬並びに
費用弁償に係る規程

社会福祉法人 大竹福祉会

役員報酬並びに費用弁償に係る支給規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大竹福祉会（以下「法人」という）の役員報酬等並びに費用弁償の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、次により支給される。

- ①理事会への出席
- ②評議員会への出席
- ③評議員選任解任委員会への出席
- ④研修会、講習会への出席
- ⑤監事が監査を行う時
- ⑥前各号のほか、理事長が必要と認めるもの。

2 報酬額は評議員会において定める。

- ①前項④については、本法人の旅費規程による。

(費用弁償)

第3条 費用弁償の支給対象は、次のとおりとする。

- ①理事会へ出席のための交通費
- ②評議員会へ出席のための交通費
- ③評議員選任解任委員会へ出席のための交通費
- ④監事が監査を行うための交通費
- ⑤研修会、講習会への参加のための交通費。

2 支給額は次によるものとする。

前項の①②③④については、評議員会において定める。

- ①前項⑤については、本法人の旅費規程による。

3 役員が、その職務を行うため県外へ旅行する場合及び県内で本法人事務局以外の場所で職務を行う場合も本法人旅費規程により支給する。

(附則)

本規程は、平成10年3月7日に制定し平成10年4月1日より適用される。

- ・第3条第1項、第2項および別表1を改定し平成25年3月1日より実施する。
- ・本規程は、平成29年4月1日より一部改正する。

別表

事項	支給金額	説明
第2条①②③	5,000 円	日額
第2条⑤監事が監査を行う時	12,000 円	日額
第3条①②③④	3,000 円	日額
前各号のほか、理事長が必要と認めるもの	3,000 円	日額